

第6号の2様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「事業種目」	「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
6「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
7「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の2イ又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第23条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 令和2年旧法第23条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の24第1号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第1号に定める金額	
8「道府県民税の申告書」	空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合には「確定」、これに係る修正申告の場合には「修正確定」と記載します。	
9「課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額①」	(1) 法人税の申告書（別表20）の12の欄の金額を記載します。 この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準の総額（第10号様式の⑤の欄の金額）を記載します。	
10「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額②」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、⑥及び⑧の欄の金額の合計額を記載してください。	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
11「法人税割額（①又は②× $\frac{1}{100}$ ）③」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は①の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は②の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、⑦及び⑨の欄の金額の合計額を記載してください。	税額の計算をする場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。
12「③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額④」	既に納付の確定した当期分の法人税割額のうち退職年金等積立金に対する法人税額に係る法人税割額に相当する金額を記載します。 ただし、当該事業年度において、第6号の3様式、第6号の	

	3様式(その2)又は第6号の3様式(その3)を提出した法人については、第6号の3様式、第6号の3様式(その2)又は第6号の3様式(その3)の④の欄の金額を限度とします。	
13「この申告により納付すべき法人税割額③-④ ⑤」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
14「東京都に申告する場合の③の計算」(⑥から⑨までの各欄)	<p>(1) ⑥の欄は東京都の特別区のみ^に事務所等を有する法人^{にあ}っては①の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人(以下「都内分割法人」といいます。)にあ^っては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。</p> <p>(2) ⑧の欄は東京都の市町村のみ^に事務所等を有する法人^{にあ}っては①の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあ^っては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。</p> <p>ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載します。</p> $\text{法人税額} \times \frac{\text{東京都の市町村分の従業者数}}{\text{従業者の総数}}$	東京都以外の道府県に申告する場合には、記載する必要はありません。